

## 議第125号

## 権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 権利放棄につき議決を求めることについて

県有地の使用料相当損害金に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

## 納入義務者および金額

番号	納入義務者	金額	参 考
1	滋賀県米原市上丹生1487番地 有限会社宗谷亭 清算人 宇野 誠	1,593,863 円	滋賀県醒井養鱒場において行政財産使用許可の終期を経過した後も、何ら適法な占有権原を有しないにもかかわらず、土地の占有を継続した平成19年度から令和4年度までの使用料相当損害金